

(1) 事業主側

會社ヲイハレ田商事株式會社長高麗幸太郎ニ譲渡スル事ニ決
シタルヲ諸給與金ノ金策中ナリ

(2) 労働者側

依此罷業ヲ継続シ毎日數人交代ニテ發着所ニ出テ汽船ノ手
入ヲ為シワ、アリテ態底穩健ナリ

右及中(通)報候也

海防第四六九四号

昭和五年十二月二十七日

警視總監 丸山 鶴吉

6. 1. 7
2035

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長 吉田 茂 殿

大阪 神奈川 府縣知事 殿

東京 巡航汽船合資會社労働争議ニ関スル件 (第四報)

要旨より一回會見折衝シタルノミテ特異ノ行動ナシ

標記争議ニ就テハ屢報ノ趣其ノ後ノ経過左記ノ通

記

一、経過

(1) 労働者側